

広島県農業会議第6回常任会議員会議議事録

1 日 時 平成23年9月16日(金)13時30分から14時20分

2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室

3 出席会議員(15名)

1番 安福 孝昭	2番 梶原 安行	3番 山崎 昭弘	5番 加栗 建男
6番 片山 博	7番 大元 活男	8番 佐伯 知省	9番 石田 文雄
11番 石川台以相	12番 宮脇 勝博	13番 中原 照雄	14番 小泉 俊雄
15番 下垣 雅史	16番 山口 泰治	17番 安井 裕典	

4 欠席会議員(5名)

5 審議事項

第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について  
第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について

6 報告事項

(1) 平成24年度 県農業・農村施策・予算に係る提案について

7 県及び市町農業委員会職員出席者

(1) 広島県

農林水産局農業技術課	主 幹	橋本 義彦
農林水産局農業技術課	専門員	大瀬戸啓介
農林水産局農業技術課	主 任	平野 恵子

(2) 市町農業委員会

広島市農業委員会	主 査	小田 政明
竹原市農業委員会	主任主事	村尾 裕基
三原市農業委員会	次 長	北山 静美
福山市農業委員会	調整員	西山 和昭
庄原市農業委員会	主 任	岸 泰弘
東広島市農業委員会	主 査	金井 研二
江田島市農業委員会	事務局長	岡 芳秋
北広島町農業委員会	係 長	槇野 一也

8 広島県農業会議

事務局長	小林 修二
農地相談員	江上 正一
業務課長	龍尾 満弘
主 任	平山 太郎

## 9 議事内容

小林事務局長

ただ今から、平成23年度第6回常任会議員会議を開会いたします。  
開会にあたり、中原副会長からごあいさつを申し上げます。

中原副会長

開会にあたりまして、ごあいさつをさせていただきたいと思います。  
藏田会長は、ぜひ初めての会議に出席して、ごあいさつをしたいということでしたが、急遽、公務が入りまして欠席ということになりました。

また、中谷副会長も所用があつて出席できません。

代わりまして、私、副会長の中原ですが、簡単にごあいさつをさせていただきたいと思います。

本年度、第6回常任会議員会議を開催いたしましたところ、会議員の皆様方には、大変お忙しい中をご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、9月2日に、JA広島中央会と農業会議が共同で、県知事及び県議会議長に「平成24年度農業・農村施策・予算に係る提案」を行いました。

内容は前回の常任会議で事務局が説明いたしましたとおり、地産地消の推進、担い手対策、試験研究の強化、鳥獣被害対策、農業基盤整備対策、農地・水保全管理支払についてなど10項目でございます。

限られた時間でしたが、意見交換も行い、副知事からは「すべての提案内容について、真剣に検討をさせていただきたい」との回答を得たところです。

引き続き、「元気な広島県農業戦略会議」の場などで、施策の実現に向けた取り組みをしてまいりたいと考えております。

さて、本日の会議は、広島市ほか14市町の農業委員会会長から諮問のありました農地法第4条、第5条関係について、ご審議をいただきます。

そのほか、報告事項としまして、「平成24年度広島県農業・農村施策・予算に係る提案について」を、第1号会議員による情報交換としまして、「耕作放棄地全体調査要領の改正と農地利用状況調査について」を予定しております。

それでは、どうか慎重なるご審議をいただきますようお願い申し上げます。はなはだ簡単ではございますが、開会のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局

ありがとうございました。

それでは、これより会議に入ります。恐れ入りますが資料の訂正を一部お願いしたいと思います。

資料1の9ページでございます。「農地法第5条調査表」ということで、江田島市の案件でございます。これの1番から3番の所、右側の「農地区分」が「2」となっております。これを「3」にあらためてください。

農地区分は「3」でございます。

その他につきましては、ご持参いただいた諮問資料が正本となりますので、ご了承いただきたいと思います。

会則第37条の規定によりまして、会長が出席できませんので、副会長に議長を務めさせていただきます。

●●副会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

それでは、私が規定により議長を務めさせていただきますので、どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の出席会議員数をご報告いたします。

常任会議員総数20人、うち本日の出席は15人です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

●番 ●●会議員、●番 ●●会議員をお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

それでは、これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要を、事務局からご説明いたします。

事務局

(諮問概要説明)

今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4ページ上段の「総括表(県合計)」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ27、実16市町農業委員会から125件、63,993.96㎡、うち「4条」関係が12市町農業委員会から40件、18,446.83㎡、「5条」関係が15市町農業委員会から85件、45,547.13㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」の合計をご覧ください。

主要なものを見てもみますと、件数では、「住宅」が53件で42.4%、次いで「駐車場」及び「その他」がそれぞれ24件で19.2%、「資材置場」が16件で12.8%、「商業用店舗」及び「農業用施設」がそれぞれ3件で2.8%となっており、面積では、「住宅」が20,511.21㎡で32.1%、次いで「駐車場」が13,008㎡で20.3%、「その他」が11,332.75㎡で17.7%、「資材置場」が11,154㎡で17.4%、「商業用店舗」が5,721㎡で8.9%となっております。

以上で「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

なお、「主要な説明案件」については、関係の市町農業委員会から後ほど説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長 　　ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会  
議員 　　（質疑、特になし）

議長 　　それでは、第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

三原市農業委員会からお願いします。

三原市  
農業委  
員会 　　三原市農業委員会です。

資料1の1ページ及び資料3の1ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、農業用倉庫及び駐車場への転用案件です。

●●氏は、●●市●●町の農家です。

このたび、宅地が狭く、農業用機械や自動車の置き場がなく、本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●町の北部に位置し、●●地区として昭和55年度から62年度にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、既存の住宅に接続している本申請地を選定しました。

続きまして、資料1の1ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

2番から3番の案件について、同一案件のため一括して説明します。

●●氏による、事務所及び駐車場への転用事案です。

●●氏は、●●市●●町に本店を置き、旅客運送業を営んでいます。

このたび、事業拡大に伴い、事務所及び駐車場が手狭になり、本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●町の中央部に位置し、●●地区として昭和56年度から平成2年度にかけて実施された、県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もなく、自宅に接続していることから申請地を選定しました。

以上説明しました3件については、いずれも農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島市農業委員会です。

東広島  
市農業  
委員会

資料1の3ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

1番について説明いたします。

●●氏によります、貸駐車場への転用事案です。

●●氏は、●●市●●町に居住しています。

このたび、近隣の大型店舗から、社員・従業員用の駐車場として利用したいとの要望があるため、本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●市役所の南東約2kmに位置する第3種農地になることが見込まれ

る区域で、農地の規模が、おおむね10ha未満の第2種農地です。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

2番について説明いたします。

資料3の4ページをご覧ください。

●●氏によります、農業用倉庫への転用事案です。

●●氏は、●●市●●町に居住し、農業を営んでいます。

このたび、農業の規模拡大のため、農業用倉庫を建設することになり、自宅隣接の本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和56年度から平成元年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地で、農振農用地区域内農地です。

申請人の所有する農地は、すべて第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第10条第1項第2号イ「農業用施設に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域用途区分変更見込みです。

以上、説明いたしました2件については、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

北広島町農業委員会です。

北広島  
町農業  
委員会

資料1の4ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、墓地への転用事案です。

●●氏は、地元●●町に居住する農家です。

このたび、自宅から離れ、山沿いにあるため、管理・参拝に不便な●●家の墓地を自宅そばに移転するため、申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●町の南部、●●町役場●●から南へ約1kmに位置し、●●団地として平成6年度に実施された●●事業により整備された第1種農地です。申請人の自宅周辺は第1種農地ばかりであり、ほかに適当な土地もないことから、やむなく自宅近くの申請地を転用するものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、農振農用地区域からは除外されています。

以上で説明が終わりました。

議長 ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて40件の諮問を受けております。

これらの案件について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質疑、特になし)

常任会  
議員

他に、ご質問がないようでございますので、採決に入らせていただきます。

議長 第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手) 【挙手の数の確認】

常任会  
議員

議長 挙手全員でございます。第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに、異議ない」旨、答申いたします。

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

それでは、竹原市農業委員会からお願いいたします。

竹原市農業委員会です。

竹原市  
農業委  
員会

資料1の5ページ及び資料3の6ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

本申請は、●●株式会社 代表取締役●●氏によります、福利厚生施設用地への転用案件です。

転用事業者の●●株式会社は、昭和60年12月に設立し、本社を竹原市●●●丁目●番●号に置き、広島県、岡山県全域と山口県、島根県の一部を営業エリアといたします、住宅建築メーカーとして事業を行っている企業です。

このたび、従業員の研修・会議、新入社員教育等を行うため、申請地を取得して、福利厚生施設を建設する目的で申請を行ったものであります。

申請地は、国道2号線と国道432号線が交差する●●交差点から西へ約400mに位置し、竹原市立●●小学校南、約100m、また竹原市立●●中学校北西、約400mにあり、第3種農地となっております。

農業委員会におきまして、申請に基づく現地確認を実施しましたところ、事業規模から見ても適切な面積であり、申請地の東側部分は水田として利用されておりましたが、被害防除計画等により、営農条件に支障を生じるおそれがないことを確認しております。

しかしながら、申請地の登記地目は田であります。現地は既に盛土が行われており、きれいに整地されているものの、耕作放棄されている状態となっていたことから、このことについて現在の土地所有者に事情を問い合わせしましたところ、昭和53年ごろ、客土を行い、畑として利用していましたが、平成元年ごろ、耕作者が高齢となり、それ以来、農地としての利用がされなくなった模様です。

本市農業委員会では、現在の状況に至った経緯が一定に整理され、また他の審査基準等にも適合しており、転用がやむを得ないという総合的な判断に至りましたことから、このたび、諮問いたしました。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

三原市農業委員会です。

三原市  
農業委  
員会

資料1の6ページ及び資料3の7ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

(株)●●による、養鯉場への転用事案です。



福山市  
農業委  
員会

(株) ●●は、三原市●●町に本店を置き、錦鯉の養殖業を営む会社です。

このたび、事業拡大に伴い、錦鯉の飼育に必要な養魚池が不足しており、本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●町の中央部に位置し、●●地区として昭和60年度から61年度にかけて実施された、ほ場整備推進特別事業により整備された第1種農地です。

周辺は、第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、既存の養鯉場からも近く、面積を確保できる申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第35条第3号「水産動植物の養殖用施設その他これに類するもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

福山市農業委員会です。

資料1の7ページ及び資料3の8ページをご覧ください。

1番の案件について説明いたします。

●●さんによります、一般住宅への転用案件です。

●●さんは、現在、父親と同居をしていますが、将来は長男が帰り同居をするため、近くに住宅を建築し、農業を手伝うこととしています。

申請地は、昭和41年から昭和42年にかけて、●●地区として農業構造改善事業に整備された第1種農地です。

場所は、福山市役所●●支所から北西へ約3kmほどの所にあります。

父親の●●さんが所有している農地につきましては、他に適当な土地がないことから、やむなく申請しているわけでございます。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し、諮問いたしました。

なお、開発許可については、担当部局から許可見込みとの判断を得ています。

また、農振農用地区域につきましても除外見込みとなっております。

続いて、資料1の7ページ及び資料3の9ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

●●さんによります、宅地への進入路の転用案件です。

●●さんは、これまで利用していた宅地への進入路の出入り口の交通量が多く、出入り困難になり、新たに宅地への進入路を設置するものです。

申請地につきましては、昭和43年から昭和45年にかけて、●●地区として農業構造改善事業により整備された第1種農地です。

場所は、福山市●●支所から西へ5kmほどの所になります。

申請地は、市道と接しており、宅地への進入が容易かつ安全であるため、申請地の取得は必要不可欠であります。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、農振農用地区域からの除外も見込まれております。

江田島市農業委員会です。

江田島  
市農業  
委員会

資料1の9ページ及び資料3の10ページをご覧ください。

1番、2番、3番を説明いたします。

株式会社●●によります、新店舗開設に係る転用事案です。

株式会社●●は、島根県●●市に本社を置き、各店舗で家庭用品等の販売をする会社です。

このたび、新店舗を設置するため、申請地を店舗用地及び駐車場として借り受けて、転用しようとするものです。

申請地は、江田島市●●支所南へ300mの位置にあり、国道487号線に面した第3種農地です。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の農地に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、開発許可については、担当の方から許可見込みとの判断を得ています。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任会議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第5条の規定に基づき諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、江田島市農業委員会からの案件につきましては、●●常任会議員、●●会議員で現地調査を行っています。

また、三原市農業委員会の案件については、●●常任会議員、●●会議員で現地調査を実施していただきました。

その調査報告を、●●常任会議員さんと●●常任会議員さんをお願いいたします。

江田島市農業委員会の諮問案件について（報告）

●●常  
任会議  
員

●●でございます。農地転用に関する現地調査結果をご報告申し上げます。

調査いたしましたのは、9月9日金曜日、江田島市農業委員会の●●会長さんをはじめ、事務局の方、それから広島県農業会議事務局の職員の方を立会人として、調査は、先ほどございましたように、私、●●と、熊野町農業委員会の●●会長さんで行いました。

先ほどもご説明がありましたけれども、江田島市の中の●●町、ここで地目は田が5筆、畑が1筆、面積5,721㎡で第3種農地でございます。

申請人の●●さんは、以前、昭和62年から平成11年の約13年間、ここに店舗を構えておられましたが、何らかの事情で、やむなく撤退したという説明を受けました。今回、店舗を構えます所のすぐ近くで、今から建てようという50mも離れていない所に●●という食料品などの店舗がございますが、それが以前、●●が店舗として利用していた土地であります。

それから、今回、●●が出ます土地につきましては、先ほどもありましたが、●●支所からは南部209m、江田島市立●●中学校には182mぐらいの所にあり、また市の老人福祉センターが隣接しております。そういった所でございます。

申請地の選定理由ですが、ここが一番いいだろうという需要見込みをしているわけです。江田島市には●●、●●、それから能美に●●が2つあるわけですが、●●がここへ出て競うわけで、雇用の面から見ても問題はないだろうというふうに見

ております。

さらに、農地の観点から見ますと、その周辺はまったく農地として利用がなされていないと言っては誠に語弊があるかも知れませんが、耕作放棄地の中に今回の申請地がありまして、こういったことを考えていきますと、周辺の農業に与える影響はまったくおそれがないというふうに見ております。

また、都市計画区域ですが、用途指定をされていないというようなこともお聞きし、現地を見まして、問題ないと判断いたしました。

以上、報告を終わります。

三原市農業委員会の諮問案件について（報告）

●●常  
任会議  
員

●●です。三原市農業委員会から出されました案件を現地調査いたしました。

調査員は、私、●●と世羅町の会長の●●さんでございます。そして、出されました三原市農業委員会から●●副会長と、地元担当の●●委員さん、三原市の職員さん2名、広島県農業会議の事務職員さん2名に立会していただきました。

調査案件は、養鯉場としてありますが、●●養魚場でございます。全部が鯉ということです。輸出用が多いと聞きました。

所在地は、三原市●●町の●●で、田1筆2,000㎡の水田で、第1種農地、申請人は●●養魚場の●●さんで、養魚場1区画2,000㎡を1つの区画で転用する計画です。

養鯉場の転用の妥当性は、申請地は三原市役所●●支所から東へ約1kmの位置で、四方を徳良川と宅地及び農地に囲まれた土地で、●●地区として昭和60年度から61年度にかけて実施されたほ場整備推進特別事業により整備された第1種農地であります。

転用の理由は、申請人は●●町に本店を置き、錦鯉の養殖業を営む会社です。このたび、事業拡大に伴い、養魚池が不足しており、錦鯉の飼育に必要な水量と水深を確保するため、畦畔コンクリート擁壁を設置し、養鯉場として使用する目的で申請に及んだということです。ちょうど隣に古い前回の申請の擁壁がございましたが、結構大変な擁壁であるというようなものでした。

申請地の選定の理由ですが、近接地に転用事業者の養鯉場が存在し、転用事業者及び親族の所有する土地が近所になく、周辺で代替地もないので、やむを得ず現在

の場所を養鯉場に設定したということであります。

転用の妥当性です。申請地は第1種農地ですが、立地条件から見て、事業規模を拡大するために申請地を取得して養鯉場に転用するもので、転用理由、土地の選定とも妥当であると認められました。

また、申請地の位置及び被害防除措置から見て、周辺農地には悪影響が生じるおそれはないと認められました。

次に他法令の状況ですが、農振の除外は平成23年7月11日付けで除外済で、ほかのことは不要であるということです。

以上で、申請の理由は妥当であるということを決意いたしましたので、ご報告申し上げます。

ありがとうございました。

議 長

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて85件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(質疑、特になし)

常任会  
議員

他に、ご質問がないようでございますので、採決に入ります。

議 長

第2号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会  
議員

(挙手) 【挙手の数の確認】

議 長

挙手全員でございます。第2号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には、大変ご苦労さまでございました。

それでは、報告事項に移らせていただきます。

「平成24年度 県農業・農村施策・予算に係る提案について」、事務局よりご説明いたします。

(資料5により説明)

事務局

資料5をお出してください。「平成24年度 県農業・農村施策・予算に係る提案書」という資料になっています。これを見ていただきますと、前回の常任会議員会議でお渡しした案文とは、番号とか配列がだいぶ変わっております。項目はほぼ同じですが、そういうことになっておりますので、また後ほど目を通していただきたいと思えます。

県の担当部局とJA広島中央会が窓口となって調整をしていただいた結果、多少、変わった所がございます。担い手対策の中に、個別経営体や集落営農への支援という項目、もう一つの項目は地域を支える多様な農業者への支援をお願いしたいという要望項目を入れていたわけですが、県の方から、この項目については外してもらえないかということがありました。

県としては、「チャレンジプラン」などで明確にしておりますけれども、選択と集中ということで、企業的経営体、以前はそうですが、集落法人であるとか、企業参入とか企業的経営体、今では認定農業者、この区分に限定して支援していきますよという方向を出しておられまして、その他の部分については、そういった地域の核となる担い手を中心に育って、それと一緒に産地化していくというかたちが前提で進められております。

それからいうと、お受けしても、これは返事のしようがないといったようなやりとりだったのだらうと思いますが、JA広島中央会さんとしても、多様な担い手ということで地域を支えていかなければやりようがないでしょうというやりとりがありました。これがかなり長く続いたようで、提案日の前日まで、そういったやりとりがありました。最終的にJA広島中央会さんも折れざるを得ないと、この点については断念しようという方向を出されたようで、この2点が消えております。

私どもの方も、こういった農業委員会からの要望もあったものですから、これと一緒にやれるかなと思ったのですが、そういう状況で、中央会さんも、これは今回は断念せざるを得ないということであれば、それはやむを得ないかなということ

受けております。

その他は、項目の順番の変更とか一部の字句の修正があったと思いますが、少なくとも農業会議としての提案内容、メインで3本ほど出しておりますが、その趣旨は変わっていないと思っておりますので、後でご覧いただきたいと思っております。

9月2日に提案させていただいたのですが、JA広島中央会、●●会長さん、●●副会長さん、●●専務理事さん、それから広島県農業会議としては、●●副会長さん、●●副会長さん、それと私、●●が随行させていただきました。

まず、●●副知事さんの所で話をさせていただきまして、一応、説明をして、特に●●会長なり●●副会長さんが鳥獣被害対策について現場の実態を説明しておられます。「それは大変ですね」と。ただ、そのまま放置されれば、これは農業者の生産意欲をそいでしまいますよと、何とか対策を打っていただきたいという要望をされております。副知事さんは、提案の全般について、「検討させていただきたい」というご返事でした。

●●県議会議長さんの所にもまいりまして、同じように鳥獣被害の話をさせていただきましたところ、「大変ひどいですね。何かやらなければいけませんね」ということがありました。

またこちらでは、少し具体的な話ですけれども、国の方への要望事項で載っているのですが、農業用の軽油の免税制度、それから農業用の重油に対する免税還付措置といったことについて、議会で意見書を採択していただけませんかという要望書の内容になっておりますので、その点を申し上げたところ、「他の団体からもそういった要望が出ているので、検討させていただく」という回答は頂いております。

「全体を要望として受け止めましょう」というお返事でした。

実は、●●農林水産局長さんともお会いしまして話をさせていただきました。ここで少し出たのが、1の地産地消について、推進母体ということが書いてあるのですが、「既存の推進協議会とどのようにリンクさせるのか、まず、それから考えましょう」という回答。

それから、試験研究開発の強化等といったことで、「県の中で十分に連携をしていかなければならないけれども、成果の評価制度があり、大変難しいものになっております」と。「もっと連携を取るように努力しましょう」という回答をいただいております。

4の鳥獣被害対策につきましては、知事さんも重要な課題として認識をしておられるようでございまして、費用対効果に非常に厳しい知事さんですが、農業者の意欲をそいでしまうのは問題だという認識を持っておられるようで、今年2月、急遽、補正予算を1億円ほど組まれた。これには担当課長も驚かれたという話でございまして、しっかりやらなければ駄目だろうと、そのくらいでは駄目だろうということから1億円の大台に乗ったという話で、その補正も行っていただいて、国会議員にも要望をしていただいたようでございます。

23年度予算については、国庫を想定して、予算額も2億6,000万円だったと思いますが、組まれたのですが、国庫が半額ほどしか来ておらず、国庫の確保はうまくいかなかったということで、何とかしなければいけないのだがと言っておられました。「予算を組み替えてでも対応が必要なのかなということもあるが、来年度には何とかしたい」と返答しておられるようです。これは前向きな答弁になっていきます。

9月補正の内容では、鳥獣被害対策は入っておらず、地震の関係、その支援対策等が入っているようで、今は入っていません。「全体を要望として受け止め、局内で検討してみます」という回答をいただいております。以上でございます。

議長 ただ今、事務局が説明いたしました内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

(質疑、特になし)

常任会  
議員

議長 他に、ご意見が無いようでございますので、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局 次回の情報交換です。今、農業委員会におかれては、農地の利用状況調査に入っておりますけれども、これに関係します地図情報利用についてということで、土地改良事業団体連合会の方から情報提供を受けてみたいと思います。地図情報上で、きちんと整理されていることが大変重要になってまいります。その点に



ついて、土地改良事業団体連合会の方からお願いしたいと思っておりますので、●  
●会議員さん、よろしくお願いいたします。

議長 来月は、事務局が申しましたテーマにより、情報交換をさせていただきます。  
本日、提案いたしました案件は、終わりました。  
会務全般について、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。

(意見、特になし)

常任会  
議員

ないようでございます。

議長 次回の常任会議員会議は、10月18日火曜日 午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたします。

これをもちまして、本日の常任会議員会議は終了いたします。

ありがとうございました。

この後、1号会議員による情報交換を行います。

座席を変更いたしますので、10分間休憩いたします。

14:20【終了】

議長 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●